

罪を犯した人たちの
立ち直りを支え、
安全・安心な社会を目指す



保護観察官

PROBATION OFFICER

Introduction

更生保護の海に飛び込んでみませんか？

私は35年ほど前に、保護観察官になりたくて、この更生保護の分野に入りました。

志望動機はそれほど明確ではありませんでしたが、なぜ犯罪や非行のような悲しい出来事が起こってしまうのか知りたい、そのことで悲しい思いをする人を減らしたい、といったものでした。

そうして飛び込んだところ、この分野の海は主に3つあり、いずれも広く深いものでした。

1つ目は実践の海です。現場の保護観察官として犯罪や非行をした人と向き合う中で、様々な経験をし、気づきを得ました。例えば、面接1つをとっても、今日の面接は我ながら上手くいったなと思っていると、翌日に相手が再犯をしてしまったり、今回の面接は少し感情的になってしまったと反省していると、意外とその時の言葉が相手の心に響いていたりということがありました。また、何よりも、保護司を始めとする多くの民間協力者の方々と出会い、コラボできた経験が、自分にとっての宝物です。

2つ目は研究の海です。現場では様々な課題に直面します。その課題の正体を見極め、解決を図るためには、調査し研究することが大切です。心理・社会・教育・福祉・法律など多様な側面から、実践しながら調査研究を行うことができるのが、この職場の魅力だと思います。ちなみに私は、犯罪や非行をした人の認知傾向などをテーマに研究を重ねてきました。

そして、3つ目は政策の海です。保護観察官等は第一線でまさに政策の実行を担っているわけですが、もし保護局などに異動になれば、それまでに経験したことや調査研究したことを踏まえて政策の企画立案に携わる可能性があります。これもやりがいのある仕事だと思います。

もしあなたがその気になれば、この相互に関連する3つの海を広くあるいは深く泳ぐことができるのが、我々の職場だと思います。

あなたもこの海に飛び込んでみませんか？

心からお待ちしております。

法務省保護局長

押切 久遠



更生保護行政における組織理念

— 使命 —

私たちは、犯罪や他害行為をした人の再犯・再被害を防止し、
その改善更生・社会復帰を支援するとともに、
人が人を支える地域のネットワークを更に広げ、
安全・安心な地域社会、そして、「誰一人取り残さない」共生社会の実現を目指します。

— 行動指針 —

- 1 私たちは、法令を遵守するとともに、個人の尊厳と人権を尊重し、地域社会における処遇の主宰者であるという自覚の下、常に自己研鑽に努めるとともに、組織としての使命を全うするため、個々の持てる力を結集して職務を遂行します。
- 2 私たちは、犯罪や他害行為をした人が、いずれは地域社会の一員として社会復帰できるよう、一人ひとりと真剣に向き合い、粘り強く処遇します。
- 3 私たちは、事件によって被害を受けた方々の実情を真摯に受け止め、再犯・再被害によって新たな被害を生まないよう取り組むことはもとより、あらゆる職務の遂行が、被害からの回復に資するものとなるように努めます。
- 4 私たちは、刑事司法関係機関と緊密な連携を図り、責任を持って刑事司法手続の一翼を担うとともに、保護司を始めとする民間の更生保護関係者への感謝と敬意を持ち、充実した協働態勢を構築し、共に行動します。
- 5 私たちは、地域社会の関係機関・団体と信頼によりつながり、これら機関・団体との行動連携において自らの役割と責任を果たすとともに、安全・安心な地域社会の実現のため、より多様かつ広範なネットワークの構築に努めます。

この理念と一緒に
実現してくれる方を待っています！
私たちと一緒に頑張りましょう！



保護観察官は具体的にどのような仕事をしているのか、
どのような想いを抱きながら仕事をしているのか、スケジュールと
現在の業務や想いについて、若手の保護観察官にお話を聞いてみました！



津川 良樹

平成27年4月採用 高松保護観察所／保護観察官

集団の良さを活かして再犯防止

薬物処遇班の一員として、薬物依存のある保護観察対象者に対して集団プログラムを実施しています。

集団プログラムは、司会進行係（ファシリテーター）と補助係（コファシリテーター）の2名の保護観察官と対象者、看護師などの援助スタッフが参加しており、10名ほどのグループで実施しています。

集団プログラムでは、毎月の振り返りを行った後に、ワークブックを用いて断薬のための方法を対象者と一緒に考えています。

保護観察対象者が医療機関や支援機関につながるよう、病院への同行などの支援も行っています。

信頼される保護観察官を目指して

大学で更生保護法を学ぶ中で、保護観察官という仕事を知りました。社会に馴染めず、犯罪や非行を繰り返している人の立ち直りには、本人の頑張りだけでなく、周囲の支援も必要不可欠です。少しでも彼らの立ち直りの手助けになればと思い、保護観察官を志望しました。まだまだ未熟で処遇方針に悩むこともありますが、経験を積み重ね、保護司からも対象者からも**信頼される保護観察官になりたい**と思います。

一つひとつのケースへの責任感

保護観察官のやりがいは、責任感を持って考えたことが仕事に反映できることだと思います。

現在、私は担当する保護観察と生活環境調整の一つひとつのケースについて、処遇の方法や内容を主体的に考え、方針を立てています。保護観察官は、**人の人生に影響を与えてしまう重い仕事**です。そのような仕事に自分の意見を持って取り組めることに強いやりがいを感じています。

Daily schedule 1日のスケジュール

8:30 メールチェック、1日の予定を確認し、今日取り組む仕事について計画を立てます。

9:00 保護司から送られてくる報告書のチェック。報告書の内容に応じて、保護司に連絡をして対応を協議します。



10:00



保護観察対象者との面接。就労支援や生活状況の確認、保護観察中を守るべき事項に違反したことについての指導など、面接内容は様々です。

11:00 面接票の作成。正確に面接内容が分かるよう心掛けて面接票を作成しています。

12:00 昼食。気分転換も兼ねて、庁外の飲食店に出掛けることが多いです。

13:00 薬物依存のある保護観察対象者の集団プログラムの準備。会場設営や参加者が薬物を使用していないことを確認するための検査をします。



14:00



集団プログラム。ファシリテーターとしてプログラムに参加します。参加者が安心して、率直に話をするのでできる雰囲気作りを心掛けています。

16:00 集団プログラムの報告書の作成。プログラムを担当していない保護観察官にも参加者の取組姿勢がよく分かるよう留意して報告書を作成しています。

17:15 翌日の予定などをチェックして退庁します。



陶山 真里奈

平成28年4月採用 広島保護観察所／保護観察官

高齢や障害がある人を福祉につなぐ

現在の業務は、自分が担当する地域に住んでいる保護観察対象者の処遇や、特別調整における受刑者の帰住先の調整業務などです。

高齢であったり障害があったりするために社会復帰が難しかったり、帰住先の調整が難しかったりする者に対して、福祉的支援を受けられるよう刑務所入所中から調整することを特別調整といいます。

特別調整において、保護観察所は地域生活定着支援センターや刑務所と協力して福祉サービスを受けるための調整を行い、時には、帰住先の地方自治体とも話し合いながら、対象者を福祉的支援につなげる準備を進めます。

障害のある少年を担当して

精神障害のある少年に対し、地域生活定着支援センターが、少年院を出院した後の居住先としてグループホームを調整してくれました。出院後のグループホームでの生活を考え、グループホーム、保護観察所、少年院の三者でケース会議を開き、出院後の少年に対する接し方などについて協議しました。

少年が出院した後、通院先の病院の医師や作業療法士から、本人に対する関わり方について助言をもらい、グループホームと協力しながら処遇に当たりました。多数の機関と連携したことで、少年の帰る場所が見つかっただけでなく、少年もグループホームでの暮らしが気に入っている様子でした。

他機関との連携は時間を要しましたが、少年がグループホームで落ち着いた生活をしている様子を見ると、**調整を行って良かった**と感じました。



Weekly schedule

1週間のスケジュール

【月曜日】

刑務所を仮釈放された保護観察対象者との初回面接。保護観察制度の目的や保護観察中の遵守事項について説明し、保護観察時の過ごし方について伝えます。



【火曜日】

高齢や障害のため福祉的な支援が必要な受刑者について、県の地域生活定着支援センターの職員とケース協議。その受刑者が出所後どこに帰住し、その際何が問題となるかなど、関係機関と協力し、対応について話し合います。



【水曜日】

保護観察を受けている少年の家を訪問。実際に少年が暮らしている家を訪問することで、少年の生活状態を把握し、面接をして交友関係や就労状況等について確認します。

【木曜日】

保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラムを実施。性的な動機に基づいて犯罪をした保護観察対象者に対して、認知行動療法をベースにした処遇プログラムを実施し、面接票を作成します。



【金曜日】

特別調整の対象者と面接するため刑務所へ訪問。出所後の生活について、どのような支援が必要か、本人との面接を通して確認します。

【休日】

ワークライフバランスを意識し、休日は一人で映画鑑賞などをしてリフレッシュしています。一人でゆっくりする時間を作ることで、平日とのメリハリを付けます。



再犯防止に関する施策が多様化する中で、保護観察官はさまざまな場面で、人の想いを届け、人と人をつなぎながら、再犯防止に向けて日々励んでいます。そのような仕事に携わる保護観察官の想いを聞いてみました！



瀬川 明子

平成17年4月採用
静岡保護観察所／保護観察官

被害者の気持ちに寄り添い支える

被害者担当官として、次のような被害者支援業務を行っています。

- 電話や面接により、被害者やその家族から相談を受け、被害者支援制度について説明したり、必要に応じて他の関係機関につないだりする。
 - 被害者やその家族から、加害者に対する気持ちや要望などをお聴きし、加害者に伝えるための調整を行い（※伝達は加害者担当の保護観察官が行う）、加害者からの回答を被害者に伝える。
 - 加害者の保護観察に関する情報（保護観察中の約束事や毎月の面接回数等）について、被害者やその家族に通知する。
- また、このほかに、犯罪予防活動に関する業務等も行っています。

被害者と加害者の新たなステップ

交通事故により家族を亡くされた遺族の方が来庁し、被害者担当保護司と一緒に気持ちをお聴きしていた時のことです。私が書面をまとめるため一時席を外し、その後部屋に戻ると、遺族の方が涙を流していました。保護司の温かい言葉に励まされ、心がほぐれたそうです。保護司の親しみやすさが生かされ、**補い合えるというチームの力**を実感した出来事でした。

また、被害後に加害者から一切謝罪のなかったケースでは、被害者のつらい気持ちや「謝罪や弁償が欲しい」との切実な要望をお聴きし、加害者に伝えた結果、謝罪・弁償が実現しました。被害者が「これで前を向いていける。加害者の明るい未来を願っている。」とおっしゃったことが印象に残っています。被害者と加害者の関係が少しでも修復され、**双方が新たなステップへ**歩き出すことができたと感じた事例でした。

横のつながりが感じられる仕事

刑務所出所後に支援施設から飛び出して再犯をした高齢者への支援で、その人への効果的な支援は何か、悩みました。情報収集のために関係機関へ問い合わせると、どの機関の担当者もその人のことを案じて支援の働きかけを行っていました。その後、支援が軌道に乗りましたが、多くの人の関与があったからこそ、その高齢者に生活を立て直す力がついたのだと思います。保護観察対象者等が元気に自立していく姿を見ることはもちろん嬉しいですが、処遇が難しい場面で**関係者同士の横のつながり**を感じられるときに、「私も頑張るぞ。」という気持ちになります。

地域とつなげる

地区担当の保護観察官として、担当する地域の保護観察対象者と面接して生活指導を行ったりするほか、薬物依存からの回復を支援するために、保護観察対象者に対して薬物再乱用防止プログラムを実施したり、入院による回復訓練を受けられるよう病院や市役所と調整しています。また、家族に対して薬物に関する講習会を開催しており、講習会では自助グループや精神保健福祉センターの方に相談できる機会を作っています。



徳永 雅子

平成17年4月採用
佐賀保護観察所／保護観察官



育児のために活用したワークライフバランスに関する制度等

妻の出産時に、「配偶者出産休暇」を2日間、産後に「育児参加のための休暇」を5日間、その後「育児休業」を約5か月間利用させていただきました。配偶者出産休暇と育児参加のための休暇は1時間単位で取得することもできるので、午前中仕事をして、午後休暇をもらう形で取得しました。また、育児休業の期間については、妻と話し合い、「育児シート」（子供の養育に関して職場に配慮してほしいことを記載する申告書）を活用しながら事前に上司に相談したことで、年度をまたぐ形でもスムーズに取得することができました。



水谷 紀之

平成18年4月採用 名古屋保護観察所／保護観察官

復職後の職場や業務に対する姿勢の変化

育児休業を取得することに対して、当時の上司や班員はとてもよく理解してくれました。職場全体の空気も子育て中の職員にとっても協力的で、ワークライフバランスを意識した働き方を後押ししてくれています。今は、快く送り出してくれた皆に恩返しをするという気持ちで勤務しています。また、現在は少年専用の更生保護施設と地区を担当していますが、子を持つ親の気持ちへの理解が深まり、保護観察官としての立場のほか、**親の立場**として、**共感性**を持って対話をし、より具体的な指導や助言ができるようになったと思います。



小関 将史

平成22年11月採用

北海道地方更生保護委員会／保護観察官

刑務所と保護観察所の橋渡し

私は、北海道地方更生保護委員会事務局の保護観察官として勤務しています。主に、受刑者に関する調査と、刑務所や本人が帰ることを希望している地域の保護観察所等との調整業務を行っています。調査及び調整業務を進めるに当たり、週1回、担当する刑務所に駐在し、受刑者との面接や、刑務所の担当者と仮釈放手続に向けた協議などを行っています。受刑者との面接では、犯した罪に対する考えや、釈放後の生活計画などを聴取し、当該受刑者の問題点や、更

生のための強みとなり得る要素などを調査し、今後の仮釈放手続や保護観察に資する資料を作成しています。

“1回”の面接を大切に

保護観察所の保護観察官は、多くのケースで数か月以上の期間、対象者と関わるのに対し、現在の私の業務においては、基本的に毎回違う受刑者の面接を行います。私が面接をする主な目的は、仮釈放の可否の判断が円滑に進むように受刑者の釈放後の生活における課題等を調査することですが、1回の面接であっても、**どう質問し、どんな言葉をかけていけば、少しでも更生の意欲を高めていけるのか**、という点にも留意しながら面接に当たっています。また、受刑者が更生の機会を失うことがないように、刑務所の職員や本人が帰ることを希望している地域を担当する保護観察所の保護観察官等と調整し、適切に仮釈放の手続を進めることは、私の重要な業務であると考えています。



Interview

保護観察官は仕事をする中で、保護観察の対象者、民間の協力者の方々、関係する機関の方々など、たくさんの人に出会います。これまでのどのような人との出会いが印象に残っているのか、経験豊富な管理職の皆さんにお話を聞いてみました！



古賀 正明

平成5年4月 採用 長崎保護観察所／所長

現場の責任者としての想い

エッセンシャルワーカーとして、日々工夫を凝らしながら、保護観察中の人に親身に接している「職員、保護司、関係機関の努力の賜」「温もりに満ちた取組」が、私の元に集約されて届けられます。

これらを長崎県や県内市町、地域社会に上手く伝わるように発信し、理解と協力を得る。その積み重ねで、県全体で「日本一安全・安心で平和な県」を目指す気運づくりを心がけています。折良く、県の再犯防止推進計画という成果物ができ、その成果を実務者も県民も実感できるよう、現場責任者として取り組んでいます。

積み重ねた業務経験がどのように活かしているか

保護観察官を始め、更生保護の様々な仕事で民間協力者や関係団体と連携し、地域の力を借りながら人と関わり、努力もしました。

予想外でしたが、本省勤務で制度を見直したり、医療観察制度を新設したりしたときに、「実務経験」が意義あるものとして「制度」という形で活かされると実感できました。

この実感は、様々な職種の中でも保護観察官が最も体感しやすいかも知れません。

また、海外の人に対し、日本の更生保護制度の意義、保護司等の民間との連携、業務経験を伝えたところ、国内以上に高く評価され、経験が活かされた実感しました。



川浪 聡子

平成18年11月 採用 盛岡保護観察所／統括保護観察官

行き場を確保して再犯防止

行き場のない刑務所出所者等を一時的に入所させる更生保護施設や自立準備ホーム、親族等からの援助を受けられない満期釈放者等に対して食事の給与や金品の給貸与等を行う更生緊急保護に関する業務の他、地区主任官として保護観察や生活環境調整を行っています。国全体として再犯防止の取組が進められる中、今後は、満期釈放者への対応や、地方公共団体との連携をさらに強化していく必要があると考えています。

立案に携わった施策を実際に活用して思うこと

保護観察官として駆け出しの頃に更生保護施設を担当した際、収容定員等の関係で入所を断らざるを得なかった結果、行き場が確保されないまま再犯に至る人を見てきました。その後、多様な受け皿を確保するための施策の立案に携わる機会があり、それから10年のときを経て、現在、同施策に基づいて登録された「自立準備ホーム」を活用し、行き場のない人の自立更生を支援しています。施策立案時に描いていた、より多くの人々が、それぞれの施設の強みを生かした支援を受けて円滑に社会復帰していく姿を見るのは感慨深いものがあります。





伊藤 淳子

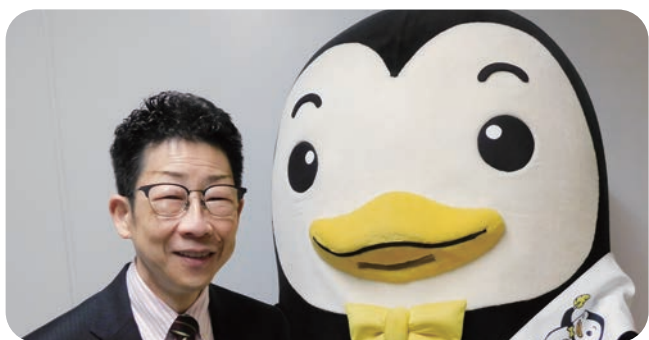
平成8年4月 採用 函館保護観察所／統括保護観察官

“仕事”という出番の土台づくり

統括保護観察官として、処遇の最前線で活躍する保護観察官の育成やサポートなど、処遇に関する業務の全体的なマネジメントが主ですが、私自身も現場で実際に処遇活動を行う、いわゆる「プレイングマネージャー」です。担当地区の保護観察対象者の面接指導や受刑中の人などの生活環境の調整をしたり、犯罪や非行歴を承知で雇用してくださる事業主である協力雇用主の開拓や、協力雇用主のもとへの就職の調整などの就労支援も行っています。

まずは話を聴いてみる

刑務所受刑中に就職が内定し、釈放後に保護観察を受けながら働き始めた男性は、未経験の仕事がうまくいかないため、落ち込み、辞めたいと弱音を吐くことが続きました。保護観察官として、本人の話をじっくり聴き、今日できたことを日記に書くよう勧めたり、雇用主も休日に買物に付き合うなど、公私にわたり親身にかかわってくれました。次第に男性は自信をつけて仕事にも慣れ、保護観察が終わる頃には、会社の一員として大きな戦力となりました。立ち直りのきっかけとして一人でも多くの人が就労の機会を得られるよう、協力雇用主をはじめ**地域の協力者の方々とよい関係づくり**を心がけています。



館 和孝

平成11年4月 採用 中部地方更生保護委員会／調整指導官

円滑な仮釈放の実現に向けて

地方更生保護委員会に配置された保護観察官は、委員が仮釈放を許すかどうかの審理等を行うための調査や調整を行います。私は調整指導官として、刑事施設内での受刑者の反省や出所後の生活計画などについて調査・調整し、保護観察所に対して、出所後の指導や支援にいかすために必要な情報を提供しています。また、帰る所のない受刑者の生活環境を調整することで、刑事施設からスムーズに社会復帰できるように橋渡しをしています。普段は管理業務のほか、刑事施設に駐在して受刑者と面接をすることも多く、プレイングマネージャーとして業務を行っています。

粘り強く会話をして

薬物事犯受刑者に薬物依存からの回復支援施設の話をしたところ、当初はそれらの施設を批判していました。しかし、調査面接を繰り返すうちに少しずつ興味を示すようになったため、施設スタッフとの面接を実施し、施設が実際にどのようなところかを話してもらったところ、その受刑者は「騙されたと思って施設に入ってみます」と述べ、出所後その施設に入所することになりました。しばらくして、**「本人が今でも頑張っている」**と聞いたときに、諦めずに調整を続けてよかったと思いました。

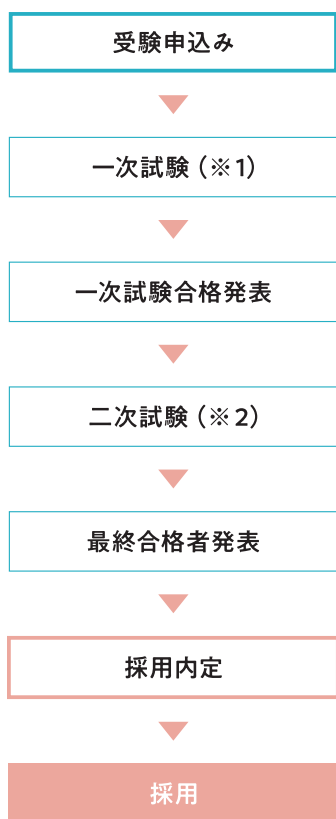


受験申込みから採用までの流れ

保護観察官になるためには、主に国家公務員採用総合職試験、一般職試験又は法務省専門職員（人間科学）採用試験を受験して合格し、法務省保護局、地方更生保護委員会又は保護観察所に採用される必要があります。

採用までの流れは次のとおりです。詳しく知りたい方は、人事院のホームページを確認してください。

総合職試験・一般職試験



【総合職】

- ※1 「基礎能力試験（多肢選択式）」と「専門試験（多肢選択式）」を実施します。
- ※2 「専門試験（記述式）」と「人物試験」のほか、院卒者区分は「政策課題討議試験」を実施し、大卒程度区分は「政策論文試験」を実施します。

【一般職（大卒程度）】

- ※1 「基礎能力試験（多肢選択式）」、「専門試験（多肢選択式・記述式）」、「一般論文試験」を実施します。
- ※2 「人物試験」を実施します。

○ 官庁訪問について

採用されるためには、官庁訪問を行い、面談などを受ける必要があります。

総合職試験受験者は、最終合格の後、法務省保護局にて行い、また、一般職試験受験者は、一次試験合格後に地方更生保護委員会にて行います。

法務省専門職員（人間科学）採用試験



- ※1 「基礎能力試験（多肢選択式）」、「専門試験（多肢選択式・記述式）」を実施します。
- ※2 各地方更生保護委員会単位で採用面接を行うため、採用希望の有無等を確認します。
- ※3 採用面接を実施する地方更生保護委員会をお知らせします。

勤務地

● 総合職試験採用者

全国の地方更生保護委員会や保護観察所のほか、本人の希望や適性などに基づき、法務本省、法務総合研究所、他府省庁など様々な組織での勤務を経験します。

● 一般職・法務省専門職員試験採用者

原則として採用された地方更生保護委員会及びその管轄内の保護観察所で勤務し、本人の希望や適性などに基づき、法務本省での勤務や人事交流などを経験します。

勤務時間

原則、1日7時間45分の勤務（例：午前8時30分から午後5時15分まで）です。また、土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

※ 法務省では、全ての職員が家事・育児・介護等をしながら活躍できる職場環境の整備に取り組んでおり、ライフスタイルに合わせた出勤・退庁時刻の設定や育児のための短時間勤務など柔軟な働き方が可能となっています。

昇任等

採用後、一定の期間は、法務事務官として一般行政事務に従事したのち、保護観察官に任命されます。その後は、実務経験や勤務成績に応じ、統括保護観察官、保護観察所長などへ昇任します。

初任給の例（2021年度末現在）

採用区分	初任給の例 （東京都特別区勤務の場合）
総合職（院卒）	255,600円
総合職（大卒）	224,040円
一般職（大卒）	218,640円
法務省専門職員	218,640円

※行政職俸給表（一）が適用されます。

※職務経験等に応じて加算されます。

※保護観察官に任命された場合は、俸給の調整額が加算されます。

※このほかに各種手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等）が支給されます。

研修

保護観察官に任命された後、新任の保護観察官は、社会内処遇の専門家として必要な能力を身につけるため、保護観察官中等科研修や専修科研修に参加するほか、所属庁において、第一線の保護観察官として勤務しながら、統括保護観察官等から実務指導を受けます。

そのほか、自身のキャリアに応じた研修や、保護観察官としての処遇能力を強化するための研修に参加します。

参加する研修の流れの一例を紹介します。

01 初等科研修

採用1年目の職員を対象に、国家公務員や更生保護官署の職員として必要な知識や技能を習得するために行う研修です。

02 中等科研修

新任の保護観察官を対象に、職務の遂行に必要な更生保護関係法令や関係諸科学を習得するために行う研修です。

03 専修科研修

中等科研修修了後1年目の保護観察官を対象に、職務の遂行に必要な関係法令や関係諸科学の習得と実務能力の向上を目指す研修です。

04 高等科研修

指導的立場にある職員を対象に、実務能力の更なる向上や職場管理等の知識を身につけることを目指す研修です。

05 管理科研修

統括保護観察官等の管理職に昇任した職員を対象に、中間監督者として求められる高度な知識・技能の修得を目指す研修です。

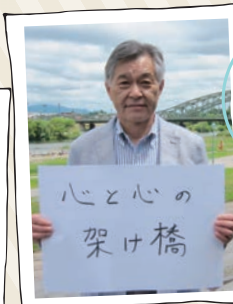
06 管理研究科研修

保護観察所長等の幹部管理職に昇任した職員を対象に、必要とされる高度な管理能力を身につけることを目指す研修です。

地域で支える 「更生保護」

保護観察官と一緒に犯罪や非行からの立ち直りを支える民間協力者の方々を紹介します！

保護司



地域に精通しているという強みを活かしながら、保護観察官と一緒に更生保護活動を行います！



協力 雇用主

雇用することを通じて、立ち直りに協力します！



非行のある少年たちの兄や姉のような存在として、話を聞いたり、勉強を教えたりします！

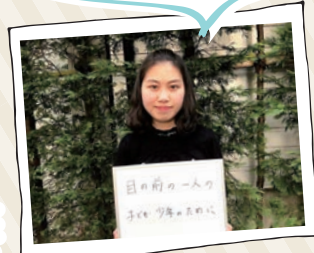
更生保護 女性会



地域の犯罪予防や更生支援活動を行うボランティア団体です！



BBS会



法務省や法務省保護局のSNSアカウントでは、保護観察官の業務や民間協力者の方々の活動の様子などを紹介しています。興味のある方はぜひこちらをご覧ください！



[Twitter]
MOJ_HOGO



[Instagram]
moj_kouseihogo



[YouTube チャンネル]
MOJchannel

採用に関するお問い合わせ先

北海道地方更生保護委員会
東北地方更生保護委員会
関東地方更生保護委員会
中部地方更生保護委員会
近畿地方更生保護委員会
中国地方更生保護委員会
四国地方更生保護委員会
九州地方更生保護委員会
九州地方更生保護委員会那覇分室

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目
〒980-0812 宮城県仙台市青葉区片平1-3-1
〒330-9725 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1
〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76
〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀2-31
〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1
〒810-0044 福岡県福岡市中央区六本松4-2-3
〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1-15-15

☎ 011 (261) 9907
☎ 022 (221) 3536
☎ 048 (600) 0181
☎ 052 (951) 2944
☎ 06 (6949) 6260
☎ 082 (221) 4497
☎ 087 (822) 5090
☎ 092 (761) 7781
☎ 098 (853) 2947

更生ペンギン ホゴちゃん 更生ペンギン サラちゃん



(更生保護のマスコットキャラクター)

